

○芳賀町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成22年12月20日教委告示第19号

改正

平成23年8月19日教育委員会告示第11号

平成24年7月18日教育委員会告示第10号

平成25年7月17日教育委員会告示第11号

芳賀町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 芳賀町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、芳賀町補助金等交付規則（昭和50年芳賀町規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、家庭の所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の是正を図ることを目的とする。

(補助対象者及び補助金の額)

第3条 私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が、当該幼稚園に在園する町内に住所を有する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、入園料及び保育料（給食経費は除く。以下「保育料等」という。）を減免する場合に、町は、補助を行うものとする。また、満3歳児とは、満3歳に達した幼児が翌年の4月を待たずに、年度の途中から幼稚園に入園する園児をいう。

2 補助金の額は、文部科学省が定める幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、対象区分に応じた補助限度額の範囲内とし、年度の途中で幼稚園に入退園した場合にも対象とする。ただし、国の補助対象以外の世帯については、年額5,000円以内を補助限度額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助を受けようとする設置者は、補助金交付申請書（規則の別記様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。その場合、事業計画書（別記様式第1号）及び保育料等減免措置に関する調書（別記様式第2号）並びに徴収している保育料等の額を明らかにする書類を併せて提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 教育委員会は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、設置者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 交付の決定を受けた設置者は、補助金交付請求書（規則の別記様式第6号）に決定通知書の写しを添えて教育委員会に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月30日までのいずれか早い日までに、実績報告書（規則の別記様式第4号）に収支決

算書（別記様式第3号）及び減免措置結果一覧表（別記様式第4号）を添付して教育委員会に提出するものとする。

（関係書類の保存）

第8条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等の減免をしたことを明らかにする証拠書類として保育料等減免確認書（別記様式第5号）、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び関係書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

（補則）

第9条 教育委員会は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前条の書類の提出を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

制定文（抄）

平成22年度分の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成23年8月19日教委告示第11号）

平成23年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成24年7月18日教委告示第10号）

平成24年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成25年7月17日教委告示第10号）

平成25年度の補助金から適用する。

別記様式第1号（第4条関係）

事業計画書

	幼稚園名						
	住所						
	電話						
保育料等 減免措置 階層区分	年間保育 料等の必 要額(1人 当たり)	補助対象経費A			人員 B	補助金申 請額 A×B円	備考
		第1子 円	第2子 円	第3子 円			
町民税非 課税生活 保護世帯 を含む) 世帯							
町民税所 得割非課 税世帯							
町民税所 得割課税 34,500円 以下の世 帯							
町民税所 得割課税 183,000 円以下の 世帯							
上記以外 の世帯							

合計

円

参考(年5月1日現在)

就園児区分	在園児総数	うち芳賀町在住者
5歳児	人	人
4歳児		
3歳児		
満3歳児		

別記様式第2号(第4条関係)

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日作成

在園幼児の氏名	在園幼稚園名	区分
氏名 (男・女) 年 月 日生 満 歳 TEL	幼稚園	公立・私立
	在園児の保護者の住所・氏名	
	現住所	大字
	氏名	印

幼児の属する世帯の状況	氏名	生年月日(満年齢)	性別	続柄	市町村民税課税額	
					均等割額	所得割額
					円	円
					所得割額計	円

上記のものは、当幼稚園の在園児であることを証明します。

年 月 日

幼稚園長又は設置者



芳賀町長 様

別記様式第3号（第7条関係）

私立幼稚園就園奨励費補助金収支決算書

保育料等減免措置階層区分	補助対象経費		対象人員	補助金の額	交付となった額	差引額
	A		B	(A×B)C	D	C-D
町民税非課税(生活保護世帯を含む)世帯		円	人	円	円	円
町民税所得割非課税世帯						
町民税所得割課税34,500円以下の世帯						
町民税所得割課税183,000円以下の世帯						
上記以外の世帯						

(注) ①第1子 ②第2子 ③第3子

